

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年3月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：ウガンダ 担当：農村開発部
案件名：ウガンダ中央部・東部地域灌漑地区開発計画

1 契約予定期間：2014年5月下旬～2016年6月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における灌漑開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月2日から2014年4月4日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月2日から2014年4月7日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月25日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月中旬
- (5) 契約交渉 : 5月下旬

5 業務の目的

ウガンダは、国土の23%を川や湖、湿地といった水源が占めており、また、年間降水量1,200～1,750mmを有するなど、サブサハラアフリカの中でも水資源ポテンシャルが高い国である。また、年平均気温20 から23 である等、農業生産には適した自然環境下にある。ウガンダにおいて農業セクターはGDPの約20%、輸出の48%、雇用の約73%を占める基幹産業となっている。一方で、農家の平均耕作面積は1ha以下と小さく小規模農家による自給型農業が中心である。また、灌漑施設整備は立ち遅れ、実灌漑面積は5,000ha程度に過ぎず、大多数の農家は天水に依存した農業を営んでいる。

これらの状況に対し、ウガンダ政府は、国家開発計画（NDP：2010年～2014年）及び農業セクター開発戦略投資計画（DSIP：2010年～2014年）において、灌漑開発を重点分野の一つに位置づけ、灌漑面積の拡大の方針を掲げている。更に、農業畜産水産省（以下MAAIF）は、ウガンダ国家灌漑マスタープラン（NIMP：2010～2035）に基づき、2011年11月にDSIPを実施に移すための具体的な実施計画を取りまとめ、灌漑開発分野においても実施計画フレームワーク案が作成されている。

また、これまでNBI（Nile Basin Initiative）において、ナイル川水量に影響を及ぼす恐れのある上流域の開発に反対の立場をとっていたエジプトの態度が軟化しており、各ドナーが灌漑開発に関して注目している状況にある。これら状況を受け、今般、ウガンダ政府は我が国に対し、NDP、DSIPに沿った新規灌漑施設整備及び既存施設のリハビリを通じた灌漑開発に係るフィージビリティ調査（F/S）及び灌漑人材能力育成（開発計画調査型技術協力）に関する協力を要請した。

本開発計画調査型技術協力「ウガンダ中央部・東部地域灌漑地区開発計画プロジェクト」は、2013年8月に署名・交換された協議議事録（Record of Discussions：R/D）に基づき、同プロジェクト詳細計画策定調査にて選定された10か所の対象地域に対し、各種情報収集・分析を行うことで開発計画を取りまとめるとともに、優先開発地区に対するF/Sを行うことを通じ、先方実施機関の能力強化を図り、対象地域の灌漑農業推進に寄与するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 対象地域

ウガンダ中央部、東部のうち中央東部地域灌漑開発計画対象地域約14,500ha
（灌漑地区10か所、約17,000農家）

(2) 協力相手先機関

プロジェクト実施機関 農業畜産水産省（MAAIF）作物資源局
プロジェクト実施副機関 水環境省（MWE） 湿地管理局および水開発局

(3) 内容

第1年業務実施計画（インセプションレポート）の作成

ア 関連資料及び情報の収集・分析

日本国内で入手可能な関連資料及び情報を収集・分析し、業務に関する基本方針・方法・項目と内容・実施体制・工程等について検討する。また、ウガンダの行政体制、特に灌漑開発事業の実施支援体制について把握する。

イ 業務計画書の作成・協議

上記アの結果を踏まえ、業務計画書を作成し、内容についてJICAの承認を得る。

プロジェクト開始準備

<1年次>

- ア 関係プロジェクトやドナーとの意見交換
- イ 調査課題、本調査の位置付け等の再確認
- ウ 資料・情報の収集・分析
- エ 対象灌漑地区の社会経済調査の実施
- オ 対象灌漑地区のインベントリー作成
- カ 概略開発計画の作成
- キ IEEの実施
- ク 優先開発地区選定に係るクライテリアの設定
- ケ 優先開発地区（プロジェクト）の提案
- コ ポテンシャルサイト確認調査報告書（Potential Site Identification Report: PSIR）の作成

<2年次>

- ア 地形図の作成
- イ 優先開発地区に対する補足資料収集およびF/Sの実施
- ウ インテリム・レポートの作成
- エ F/Sの実施
- オ 提言の取りまとめ

7 成果品等

- インセプションレポート（2014年6月上旬）
- ポテンシャルサイト確認調査報告書（2015年2月中旬）
- インテリムレポート（2015年6月上旬）
- ドラフトファイナルレポート（2016年4月上旬）
- ファイナルレポート（2016年6月上旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 総括／事業計画（評価対象予定者）
- 灌漑開発計画（評価対象予定者、語学評価なし）
- 営農／土地利用（評価対象予定者）
- 水文・気象／水資源
- 農民組織
- 施設設計
- 積算／調達計画
- 農業経済／事業評価
- 自然環境・社会配慮
- 測量（撮影監督／調査管理）

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。